

①国の事業復活支援金 差額給付について

国の事業復活支援金を基準月の月間の事業収入等と比較して、対象月の月間の事業収入等の減少が **30%以上50%未満の区分で給付(初回給付)を受けた方**に対して、下記の給付要件を全て満たした場合に差額給付を申請することができます。なお、事業復活支援金の差額給付の受給は、同一の申請者(同一の申請者が異なる屋号・雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む)につき、それぞれ一回限り申請することができます。

<給付要件>

以下の全ての要件を満たす場合、差額給付を申請することができます。

- ・事業復活支援金の初回給付を受けたこと(ただし、初回給付に係る支援金を全額返還した者を除く。)
- ・初回給付において、対象月の月間事業収入が、基準月の月間事業収入と比較して30%以上50%未満の減少であったこと
- ・差額給付において、対象月の月間事業収入が、基準月の月間事業収入と比較して50%以上減少していること
- ・差額給付において、月間事業収入の減少が、初回給付の申請を行った時点で予見されなかった新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらないで生じたものであること
- ・差額給付において、対象期間のうち、初回給付の対象月の翌月以降かつ初回給付の「申請日」を含む月以降のいずれかの月を対象月とすること

<申請期間>

2022年6月30日(木)まで ※6月1日以降に初回給付分を受給された方は、受給した日(※)の翌日から30日間

詳しくは、事業復活支援金相談窓口

TEL:0120-789-140もしくはTEL:03-6834-7593(受付時間8:30~19:00)にお問い合わせください。

②原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る適切な価格転嫁等に関する情報

■価格転嫁等に対する相談窓口

・「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」

【問い合わせ先】 日本政策金融公庫 東大阪支店 中小企業事業 06-6787-2661
国民生活事業 0570-06-8663

・「下請かけこみ寺(弁護士等の無料相談)」

【相談対応内容】 企業間の取引全般に関する相談(買ったたき、代金の未払い、値引きなど)
【問い合わせ先】 (公財)大阪産業局 06-6748-1144

・「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」

【相談対応内容】 「買ったたき」を含む下請法の解釈に関する相談
【問い合わせ先】 公正取引委員会 0120-060-110

その他の関連情報も次の要請文に記載されていますので詳しくはご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220428007/20220428007-1.pdf>

企業だよりの配信をストップする方は、「貴社名」・「FAX番号」を下欄に記載のうえ、FAX(06-4309-3846)ください。

貴社名:

FAX:

メール: